

議案第 66 号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

## 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鳥取県指令第200600154870号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参 考)

## 地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（以下省略）

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 67 号

市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

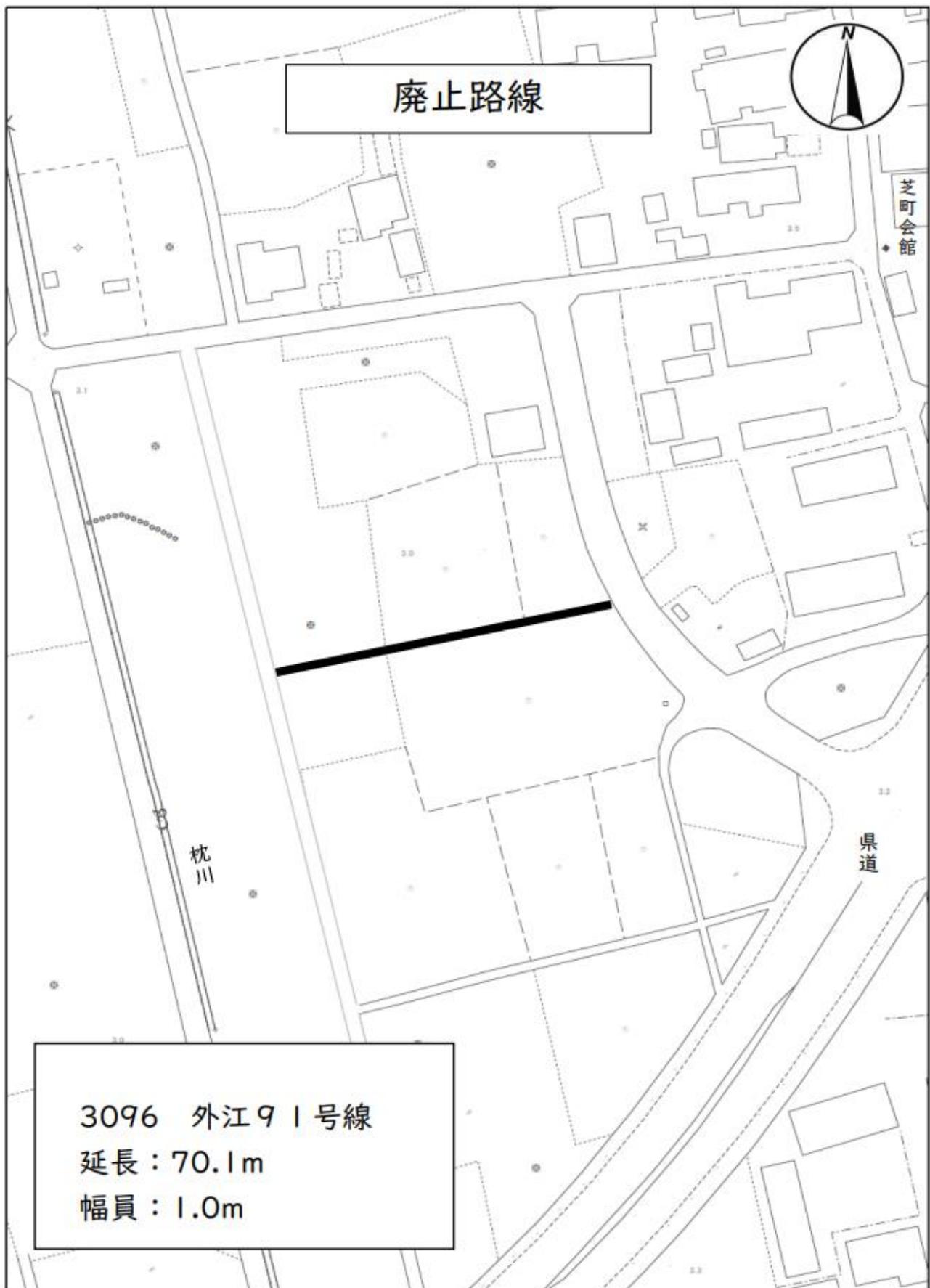
令和 6 年 9 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3096	外江91号線	芝町1184番1地先	
		芝町1179番地先	

(参 考)



(参 考)

## 道路法（抜粋）

（路線の廃止又は変更）

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 68 号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

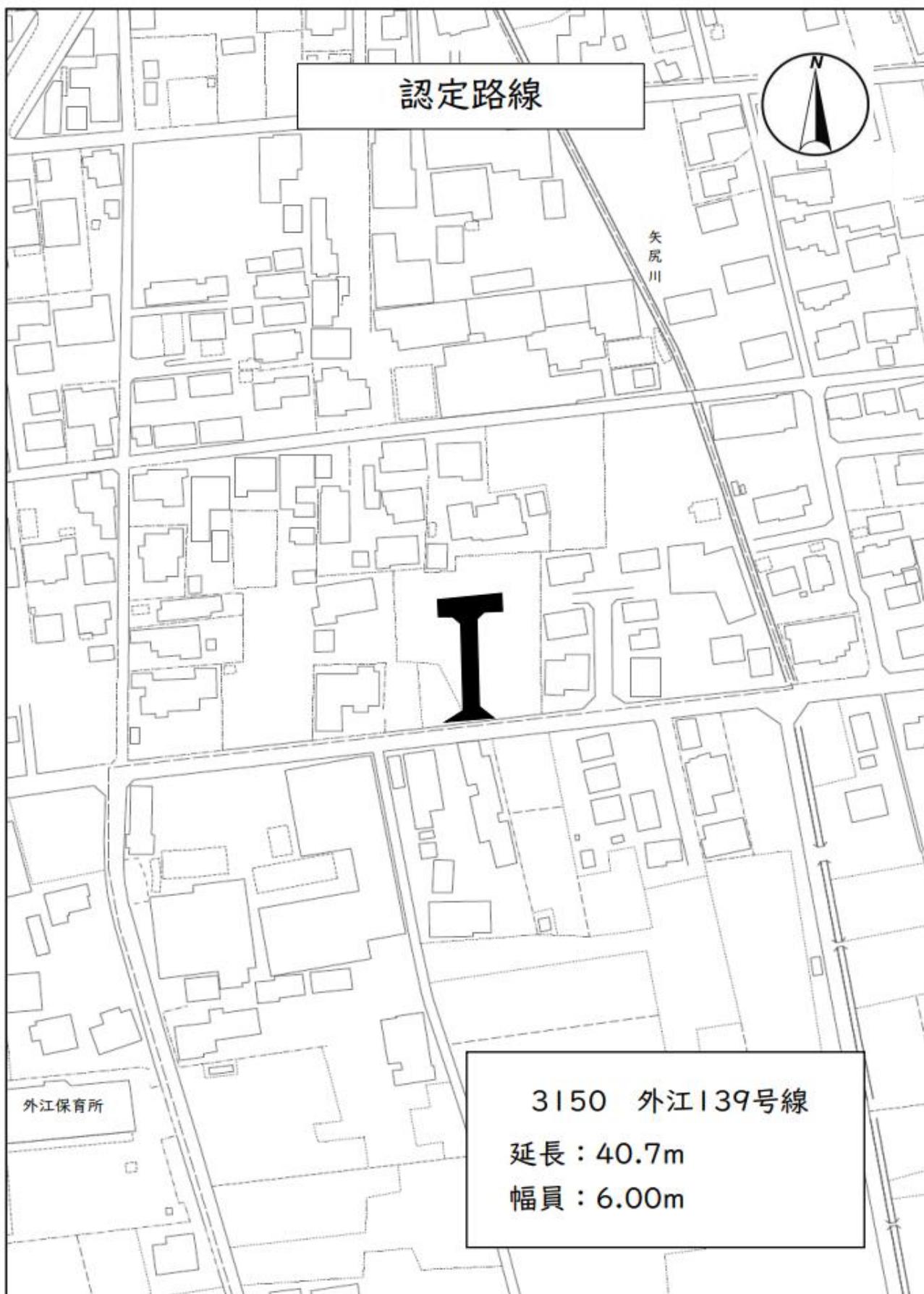
令和 6 年 9 月 3 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

認 定 路 線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3 1 5 0	外江 1 3 9 号線	外江町 1 5 6 9 番 1 地先	
		外江町 1 5 6 9 番 6 地先	

(参 考)



(参 考)

## 道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）